

夢の星保育園大内園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人育慈会
所 在 地	山口市矢原887番6
電 話 番 号	083 — 928 — 6278
代 表 者 氏 名	理事長 福永 朱美

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	夢の星保育園大内園
施 設 の 所 在 地	山口市大内長野1061-3
連 絡 先	電 話 番 号 083 — 927 — 3375 F A X 083 — 902 — 3376
管 理 者	園 長 福永 翔
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	2号認定 3歳児 20人 4歳児 20人 5歳児 20人 3号認定 0歳児 10人 1歳児 20人 2歳児 20人
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	6250005001426

3 保育目標・運営方針

<保育理念>

すべての子どもに平等に、養護と教育が一体となって豊かな人間性と生きる力の基礎を育成する。

<保育目標>

○ありのままを受容し、巣立ちゆく可能性を見つめ、子どもの未来をつなぐ。

- ・自主性のある子ども
- ・思いやりのある子ども
- ・明るく元気な子ども

<保育方針>

○子どもが健康・安全に生活できる環境を常に心がけ、安定感を持って自己を充分に発揮できるようにし、心身の諸活動が健全で調和のとれた発達をはかる。

○子ども達一人ひとりが、「園の主人公」と、実感できる保育を目指す。

○さまざまな体験を通して、自信を持って生きる力を養う。

○家庭や地域社会との連携のもと、保護者支援や地域の子育て家庭に対する支援等社会的役割を果たす。

○子どもの憧れの気持ちを育て、子ども同士でお互いに育ちあう環境をつくる。

<目指す子ども像>

- ・挨拶ができる ・順番が守れる ・物の貸し借りができる
- ・「ありがとう」「ごめんなさい」が言える ・片付けができる ・人の話を聞く
- ・自分の言葉で話す ・自分の考えで行動する ・物を大切にする

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4891.57	m ²
	園庭	1435.00	m ²
園舎	構造	木造合金メッキ鉄板ぶき平屋建 造	
	延べ面積	737.57	m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考	
乳児室	2室	たんぽぽ (0歳児)	
ほふく室	2室	ちゅうりっぷ (満1歳児)	
保育室	7室	もも (満2歳児)	れんげ組 (満3歳児)
		さくら組 (満4歳児)	ゆり組 (満5歳児)
調理室	1室		

5 職員の設置状況

職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	
副園長	園長を補佐し、職員及び業務の管理を一元的に行なえるよう、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	
主任保育士	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を統括する。	1名	1名	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	23名	15名	8名
保育補助者	保育士の職務を助ける。	1名	1名	
栄養士 (常勤職員は管理栄養士)	利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。	2名	1名	1名
調理師	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	2名	2名	

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

勤務時間	勤務体系
7:00～8:00	保育士3名(園児数に応じて増減あり)
8:00～17:00	保育士20名(園児数に応じて配置)
17:00～18:00	保育士13名(園児数に応じて増減あり)
18:00～19:00	保育士4名(園児数に応じて増減あり)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

(1) 特別保育日

年末年始は、特別保育日になります。

(2) 希望保育日

お盆期間及び、新年度準備期間は、希望保育日になります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 縦割り保育

3、4、5歳児を、縦割りのクラス編成にしています。兄弟姉妹が少なく、核家族化が進む現在、異年齢の子ども達同士が互いに育て合う環境の中で、子ども達の心が豊かに成長することを目標にしています。

(3) 体操教室

3、4、5歳児を対象に、月2回専門講師による体育指導を行います。

年齢別に体育全般の指導を通して、子ども達の運動機能と基礎体力を養います。

(4) 英語教室

3、4、5歳児を対象に、年22回専門講師による英語指導を行います。

ネイティブの講師と会話や歌を楽しみながら英語に親しみます。

(5) 運動遊び

月2回1～5歳児を対象に、専任講師による運動遊びの時間を提供します。

年齢別に遊びの中で体を動かし、体育全般を楽しく経験する活動を計画・実施します。

(6) Englishクラス

月2回0～5歳児を対象に、専任講師による英語で遊ぶ時間を提供します。英語で遊びや

ゲームを進めながら簡単な会話を楽しみ、生活の中で英会話に触れる環境を計画・実施します。

(7) 誕生日と誕生会

子ども達1人1人の誕生日当日に、お誕生日ワッペンをつけてもらいます。

お友達や先生から、お祝いの言葉を掛けてもらって、その日は主役として特別な一日を過ごします。

(8) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

(9) 畑作業

食育として畑作業を通して、野菜の生長の世話をしながら日頃食べている野菜に関心を持ち、感謝する心を育てます。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時00分頃	15時00分頃	
1歳児	9時40分頃	11時00分頃	15時00分頃	
2歳児	9時40分頃	11時00分頃	15時00分頃	
3歳児		11時30分頃	15時15分頃	
4歳児		11時30分頃	15時15分頃	
5歳児		11時30分頃	15時15分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察を受け、アレルギー疾患生活管理指導表を作成してもらって必ず提出してください。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。
- 3 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする
 - (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
 - (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	医療法人 近藤こどもクリニック
医 院 長 名	近藤 修 (医師:入江田 美和子)
所 在 地	山口市幸町3-49-2
電 話 番 号	083-922-0510

(2) 歯科

医療機関の名称	田中歯科
医 院 長 名	田中久雄
所 在 地	山口市黒川1075番地1
電 話 番 号	083-941-6480

12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 福永 翔 主任 吉富 千恵	
	・ご利用時間 9:00~18:00	
第三者委員	・電話番号 083-927-3375	
	FAX 083-902-3376	
	担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
	天舛浩一	社会福祉法人育慈会 監事
	高橋芳恵	社会福祉法人育慈会 評議員

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、児童虐待防止マニュアルを活用し、児童虐待等の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難 ・ 消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施し、年2回は消防署に報告する通報訓練を実施する。

16 利用者に対しての保険の種類 ・ 保険事故 ・ 保険金額

保険の種類	スポーツ振興センター・全国私立保育園連盟
保険の内容	災害共済給付金 ・賠償責任保険

17 カメラの設置について

本園では、園舎内外に事故防止や研修の為、カメラを設置しています。

18 個人情報の提供

小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関について、保育要録の送付や必要最小限の範囲内において子どもの保育状況を提供することがあります。

本園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名： 夢の星保育園大内園
説明者職名： 園 長 福 永 翔

私は、本書面に基づいて夢の星保育園大内園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： _____
児 童 氏 名： _____
保護者氏名： _____
児童から見た続柄： _____

緊急時の連絡先

かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先 ①	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先 ②	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：

別 表

夢の星保育園大内園
2025.4.1

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容・負担を求める理由及び目的	おおよその金額
全園児に係る保育材料費	絵本代	月額 400～480円
5歳児に係る用品代	入園時及び年度初め	12,500円
4歳児に係る用品代		12,500円
3歳児に係る用品代		10,000円
2歳児に係る用品代		5,500円
1歳児に係る用品代		4,000円
0歳児に係る用品代		2,300円
3歳以上児に係る制服代(男児)		17,500円
3歳以上児に係る制服代(女児)		15,000円
3歳以上児に係るカバン代		4,200円
3歳以上児に係る体操服代		7,700円
3歳以上児に係る保育経費	英語教室代	月額800円
3歳以上児に係る給食費	主食費	月額1,500円
	副食費	月額4,500円

※副食費については、2019年10月1日より保育の無償化に伴い、新たに徴収が始まった費用です。
(副食費の免除に該当される方は必要ありません。)

2 時間外保育に係る利用者負担額

18:00以降の延長保育利用者に、一人当たり1日200円の延長料を徴収する。

延長保育料は、月末締めで次の月の5日までの支払いとする。

3 その他

- ・年に2～3回、ティッシュと雑巾の持参をお願いすることがあります。
- ・ブログにて園の様子をお伝えしています。その際に写真も添付しておりますので、顔写真の掲載を希望されない方は、申し出て下さい。
- ・園行事の際に、保育園の研修用記録として写真・ビデオ撮影を行っております。記録は個人の方へお渡し出来ませんので、予めご了承下さい。
- ・園からのお知らせ等は、玄関に掲示しますので、毎日必ずご確認ください。

※ 本園は、雑費袋の配付により、上記費用の徴収を行い、担任が雑費袋に捺印する事により、領収済とする。